

## 入会のご案内

青森県発明協会では会員を募集しております。当協会では、青森県、公益社団法人発明協会、一般社団法人発明推進協会と連携し、入会される方には次のようなサービスを用意しています。

- 1 当協会が実施している子どもの絵画展示会、発明くふう展示会等に会員企業一覧パネルを掲示し、子どもの創造性育成及び社会貢献に寄与いただいていることを積極的にPRします。
- 2 叙勲、褒章、全国発明表彰、地方発明表彰等への推薦をいたします。
- 3 団体正会員の方には希望により月刊誌「発明」を毎月送付いたします。
- 4 会員全員に「月報はつめい」を毎月送付いたします。
- 5 特許、実用新案等知的財産権に関する各種情報を会員の求めに応じて提供いたします。
- 6 特許等に関する出願から登録までの手続き等の相談を受け、適切な助言が受けられます。
- 7 知的財産権に関する講演会、説明会への優先ご案内をいたします。

会員種別と会費 ※入会申込書は、一般社団法人青森県発明協会のホームページから取得ください。

| 種別    | 区分  | 年会費                          | 基準                          |
|-------|-----|------------------------------|-----------------------------|
| 団体正会員 | (1) | 100,000円                     | 概ね資本金3億円以上又は従業員300人以上の規模の団体 |
|       | (2) | 50,000円                      | 概ね従業員100人以上の規模の団体           |
|       | (3) | 30,000円                      | (1)、(2)以外の団体                |
| 個人正会員 | —   | 10,000円                      |                             |
| 賛助会員  | —   | 一口10,000円 一口以上 (団体、個人を問いません) |                             |

【振込先】 銀行振込 青森みちのく銀行 県庁支店 普通 3008015 口座名義 一般社団法人青森県発明協会  
郵便振替 02250-8-117833 会長 榊 美樹(サカキ ヨシキ)

## 一般社団法人 青森県発明協会

### 一般社団法人青森県発明協会



〒030-8570  
青森市長島1丁目1番1号 県庁北棟1階  
青森県知的財産支援センター内  
TEL 017-762-7351  
FAX 017-762-7352  
E-mail aomoipc1@jomon.ne.jp

#### 交通のご案内

- JR青森駅から車で約3分、徒歩約10分
- 青森空港から車で約30分、バス利用で約40分
- 東北自動車道青森中央I.Cから車で約20分

■ お車でお越しの際は、北棟地下駐車場をご利用いただき、駐車券をお持ちください。

## 沿革



昭和13年 5月 6日 社団法人帝国発明協会青森県支部創立  
 昭和22年11月24日 社団法人発明協会青森県支部に改名  
 平成21年 4月 1日 青森県知的財産支援センター内へ事務所が移転  
 平成22年12月 7日 一般社団法人発明協会設立

当協会は、発明の奨励、青少年の創造性育成及び知的財産権制度の普及啓発を行うことにより、科学技術の振興を図り、青森県の経済の発展に寄与することを目的として設立され、法人会員・個人会員の皆様などからの御支援をいただき、青森県知的財産支援センターにおいて青森県と一体となって活動をしています。

## 事業紹介

### 発明奨励に関する表彰及び展覧会等

#### 青森県発明くふう展の開催

次代を担う青少年の創造性豊かな人格形成を目指すこと、本県の産業・技術の発展に資することを目的として開催



#### 子どもの「科学の夢」絵画展の開催

次代を担う青少年の未来の科学技術に関する夢を絵画で表現することにより科学的な探究心や創造力の開発・育成を目的として開催



○全日本学生児童発明くふう展、未来の科学の夢絵画展への推薦を行っています。

## 東北地方発明表彰の開催、全国発明表彰への推薦

地域において優れた発明等を完成された方々、発明等の実施化に尽力された方々、発明等の指導、奨励、育成に貢献された方々の功績を称えるために実施します。



### 青少年の創造性開発に関するアドバイス等



● 県内11の青少年発明クラブをはじめとした地域団体に助成をしています。

● 大学や試験研究機関等との連携により、子どもたちの科学の体験事業を実施しています。

### 知的財産制度の普及啓発、相談及び情報提供



- 知的財産権制度に関する説明会・講習会を開催します。
- 知財総合支援窓口((独)工業所有権情報・研修館)を開設し、支援担当者が常駐し、相談対応を行うと共に企業への訪問支援も行っています。
- 定期的に知財専門家(弁理士・弁護士)による、専門性の高い課題の解決に向け無料相談会を開催しています。
- 関係支援機関と相互に連携し、企業が抱える課題の解決に向けてワンストップで対応しています。